

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による適正な財政措置を求める意見書

国は、本年5月に、緊急事態措置を実施する必要がなくなったとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定により、緊急事態が終了した旨を宣言したが、その後も全国における新型コロナウイルス感染症の感染者数は増加しており、1日当たり1,000人を超える日もあるなど収束する気配が見えない。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大により病院の経営状況が悪化しており、日本病院会等による調査によれば、感染症の患者を受け入れた病院の8割以上が赤字になるなど、受入れに積極的に取り組む病院ほど経営状況が厳しくなっているため、速やかな支援が必要となっている。

国は、都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な医療体制の整備のために、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の制度を創設し、第一次補正予算の医療分として約1,490億円を確保したが、6月に成立した第二次補正予算の医療分として約1兆6,279億円に抜本的に拡充され、広域行政としての医療を担う神奈川県への交付決定額についても大幅に増額された。

本市においては、感染拡大に伴い増加した患者の受入れを行う専用病床を最短期間で確保するため、国や県の支援事業以外にも新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受入れに係る支援金や、施設・設備整備に係る支援金などについて補正予算が成立したところであるが、確保した医療提供体制を適切に維持・運用していくためには、当該交付金の活用を含め、県による十分な財政措置が不可欠である。

よって、県におかれては、当該交付金について、各自治体が行う新型コロナウイルス感染症対策に必要な額を適正に配分するとともに、市内の医療機関に速やかに交付するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月3日

議会議長名

神奈川県知事 宛て